

埼玉県産業労働部産業支援課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 経営革新計画(県内中小企業者等の事業計画)の承認事務
 - ・経営革新計画承認制度に係る普及・啓発
 - ・訪問・電子メール等による経営革新計画策定支援
 - ・経営革新計画承認事務
- (2) 事業再構築・原材料価格高騰対策等に係る県補助金交付事務
 - ・県補助金に係る普及・啓発
 - ・県補助金に係る問合せ対応
 - ・県補助金に係る申請に対する交付決定事務(外部審査員との連絡調整を含む)
 - ・県補助金に係る実績報告に対する確定・支払事務
- (3) 経営革新計画・県補助金に係る集計等
- (4) 県地域機関・商工団体等との連絡調整
- (5) その他の経営革新支援担当の事務に関すること(産業支援課が定める事務分掌による)
 - ※(1)又は(2)の事務の比重は、産業支援課が定める事務分掌により変わります。

2 応募資格

- (1) 応募日現在、中小企業診断士として登録されている方。
- (2) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (3) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
 - ※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) 事務処理能力に長け、前向きで協調性のある方
- (2) Word、Excel、PowerPoint 等を使用したデータ入力・集計・資料作成が可能であること。
 - ※マクロを組める、修正できる方を歓迎します。

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和6年10月1日(予定)から令和7年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前9時00分～午後5時15分(7時間15分))

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇5日、その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額:166,700～188,400円

(時間額:1,326～1,499円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和6年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県産業労働部産業支援課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※副業・兼業(営利企業従事等)については、採用が決定した後、個別にご相談ください。

6 応募について

- (1) 応募は、令和6年9月5日(木曜日)【必着】までに下記担当宛てに、次の応募書類に必要事項を記入の上、提出してください。
 - ア 本募集要項に添付している履歴書(様式第1号・写真添付)
 - イ 身上書(様式第2号)
 - ウ 応募日現在有効な中小企業診断士登録証の写し(表と裏をコピーしたもの)
 - エ ハローワーク紹介状(ハローワークから紹介を受けた人)
- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

- (1) 第一次審査
応募書類による選考を行います。
- (2) 第二次審査
第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和6年9月中旬に実施することを予定しております。日時及び場所については、令和6年9月6日頃までに連絡します。
なお、応募書類の返却はしていません。
- (3) 最終合格
令和6年9月下旬に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎4階)
担当: 埼玉県産業労働部産業支援課 経営革新支援担当
電話: 048-830-3903

注: 郵送代や、面接会場への交通費など、応募に係る経費については、応募者ご自身にてご負担ください。